

第2回行財政改革審議会議録

日時

令和8年4月10日（金）午前10時～正午

場所

流山市役所 第1庁舎3階 庁議室

出席委員

大塚委員、兵庫委員、小國委員、白澤委員、首藤委員、青木委員、重村委員、鈴木委員、山田委員
・・・（9名）

傍聴者

なし

欠席委員

三嶋委員・・・（1名）

関係部署

企画政策課

事務局

総合政策部 若林部長

情報政策・改革改善課 渡辺課長、三好課長補佐、金窪係長
小田主任主事、平山主事

議題

- ・ 第1回審議会の意見に対する市の考え方について
- ・ 意見交換について

添付資料

- 【資料1】 第1回行財政改革審議会質問及び意見シート
- 【資料2】 減価償却と公会計について
- 【資料3】 料金改定に係るシミュレーション
- 【資料4】 他自治体との使用料比較
- 【資料5】 他市自治体使用料基本方針公表状況（千葉）
- 【資料6】 次回の審議会日程について
- 【資料7】 意見シート

議事録（概要）

1 第1回審議会の意見に対する市の考え方について

企画政策課から【資料1】【資料2】【資料3】【資料4】【資料5】について説明

2 意見交換について

（大塚委員）資料3について、減価償却費を含む維持管理経費を施設ごとの面積や時間で割る計算式は、他の施設にも同様に適用されるのか。

（企画政策課）基本的にはこの算定式で行う考えである。

（大塚委員）施設ごとに減価償却費のばらつきがかなりあるが、改定後の使用料単価にも大きな差が出る可能性があるのではないかと。

（企画政策課）現時点ですべての施設のシミュレーションは行っていないが、施設間でばらつきがある場合には、調整や激変緩和措置により対応する考えである。

（兵庫委員）資料3・資料4について、公民館6館ある中で東部公民館を例に挙げた理由は何か。

（企画政策課）東部公民館は会議室や講義室など純粋な機能を有する施設であり、算定しやすいためである。他の公民館は出張所や県の施設が隣接するなど複合的な要素があり、東部公民館が最もわかりやすい施設であった。

（鈴木委員）資料3の「面積」には、共用部や事務局スペースなど貸出対象外の面積も案分して含まれているのか。

（企画政策課）貸出面積のみを対象としており、共用部分は除いている。

（小國会長）稼働率63%ということは、稼働していない37%分は最初から行政負担となっているという理解でよいか。また、稼働率100%を

前提に使用料が設計されているという理解でよいか。

（企画政策課）ご指摘のとおり。稼働率の取扱いについては事務局内でも検討した。稼働がない分がすべて市の負担となる点に課題があるとの認識はあるが、稼働がない分を利用者負担とすることへの懸念もあった。近隣市でも判断が分かれている状況であり、今回は稼働率を考慮しない計算式でシミュレーションを提示した。審議会から稼働率を入れるべきとの意見があれば、最終的な方針に反映することを検討する。

（小國会長）減免前の想定使用料収入の維持管理費に対する割合が20.8%であるのに対し、減免後は5.6%となっている。減免により約75%さらに利用者負担が減少しているが、これは市が利用している場合の全額免除も含まれているためか。

（企画政策課）ご指摘のとおり。

（小國会長）現行の減免後使用料収入は維持管理費の約3.8%であり、改定後は5.6%となる。今回の議論は、利用者負担を3.8%から5.6%に引き上げるという議論であるという理解でよいか。

（企画政策課）お見込みのとおり。ただし、施設ごとに多少の違いは出てくると想定される。

（山田委員）施設ごとに稼働率が異なる中で、例えばおおたかの森の施設のように稼働率が低い施設では、現状の稼働率をベースに試算するのか。稼働率が低い施設では使用料が高額になり、民間施設との競争に負ける可能性や需要減少の懸念がある。市としても利用促進の取組が必要ではないか。

（企画政策課）ご指摘はもっともである。稼働率については施設ごとに異なり、シミュレーションも変わってくると思われる。施設間で著しい差がある場合には激変緩和措置により民間とのバランスも考慮して調整する。ただしこれらは基本方針の議論とは別の問題と理解している。

（白澤委員）今回の改定は資料3でいうと約50万円弱の値上げについての議論という認識である。一方で、おたかの森ホールのように利用が低い施設では、利用者負担の割合が想定よりもかからず、改定前後で差がない可能性もあるのではないかと。

また、減免分を考慮した想定使用額について、具体的にどのような減免がかかり、この金額になっているのか教えてほしい。

（企画政策課）減免区分ごとの内訳データは手元にはないが、公民館における減免の種類は次のとおりである。全額免除は、市またはその機関が主催する場合、指定管理者が業務のために使用する場合、教育委員会が特に必要と認めた場合。5割減免は、市またはその機関が共催する場合、高校生・中学生以下・65歳以上の高齢者・障害者が構成員の過半数を占める市内団体が使用する場合。3割減免は、市以外の官公署が主催する場合、公の支配に属する教育福祉団体等がその目的のために使用する場合、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体がその目的のために使用する場合。

（青木委員）東部公民館の利用者はほとんどが高齢者団体であり、他の施設でも減免の利用割合は非常に高い。構成員の過半数が高齢者または高校生以下であれば減免されるため、そうした構成にしている団体も多いと実感している。稼働率63%は低く感じるが、18時以降の夜間の利用率が低いことが大きな要因であり、昼間の利用率はそこそこある。

（小國会長）5割減免の条件について、高校生・中学生以下も高齢者・障害者と同様に「構成員の過半数を占める」ことが条件か。

（企画政策課）そのとおりである。高校生・中学生以下も含めて過半数という条件である。

（山田委員）今回の改定において、減免の運用は従来と変わる点があるのか。

（企画政策課）減免については特に変更はない。

（大塚委員）料金改定後、どのぐらいの期間その料金を維持する予定

か。

（企画政策課）4年で見直しを検討する。

（大塚委員）市負担の議論だけでなく、施設の価値を高め、テナント導入など収入を増やす取組は行っているのか。

（企画政策課）今回の基本方針の中では、そうした取組は特に想定していない。

（首藤委員）総経費約3,000万円に対して収入が約160万円では、民間企業であれば事業として成り立たない。会議室等の市場価格と比較してどの程度安いのかも考える必要がある。受益者負担の観点からすると、ほとんど受益者が負担せず、受益者以外の市民が税金で賄っている状況には違和感がある。計算式による積み上げだけでなく、市場価格との比較による妥当性の検証や、収入を増やす工夫も必要ではないか。

（小國会長）減価償却費の算定方法の議論は、利用者負担が全体の5.6%にとどまる現状を踏まえると、料金全体に大きな影響を与えるものではなく、微細な話である。この審議会では、利用者負担をどう考えるべきかという点に議論を集中させたい。

（白澤委員）高齢者や中高生などの減免があるということであったがどのような意義を持って行っているのか伺いたい。

（山田委員）減免は経済的弱者に対するサービスであり、高齢者や子供から同じ料金を取ることが公共サービスとして適切かという問題がある。年金生活者にとっては数百円の違いでも大きい。減免による弱者へのサービスは今まで通り返けるべきである。

（小國会長）白澤委員の発言は減免を否定するものではなく、減免の意義について市の見解を純粹に確認したいという趣旨であったと思われる。

（企画政策課）減免については山田委員がお話しいただいたとおりと考えている。

（首藤委員）公的サービスなので市場原理だけを持ち込むのは適切でないことは理解している。しかし、3,000万円かかっている中で160万円しか回収できていないのは問題である。施設を活用して収益を確保できる施策を合わせ技で行い、公的負担を確保しつつ市の負担を減らす工夫が必要ではないか。

（青木委員）維持管理費に対する収入の低さは事実であるが、高齢者の健康体操による介護や保健事業などへ及ぼす効果や、子育て支援による事件防止など、目に見えない社会的価値やコスト削減効果をどう評価するかという問題もある。5.6%の負担率に納得しているわけではないが、施設がその価格で存在することの多方面への影響も含めて考える必要がある。

（兵庫委員）今回の議論は、利用者負担割合の設定と減免の割合の設定の二本立てである。減免は減免できちんと作っておけばよいが、利用者負担割合について、公民館25%や大会議室25%という設定が適切かどうかもここでの議論ではないか。

（白澤委員）減免は政策的に、青木委員の発言にあったような価値を定義することによって生じるものであり、必要なものと考えている。一方で、利用者負担割合（25%や50%）を設定すること自体にはどのような意義があるのか。

（企画政策課）類似施設や市内の民間施設のサービス状況等を踏まえ、施設で提供するサービスの必需性や民間代替性、収益の可能性の大小により、施設が有する機能ごとに受益者の負担割合を9区分で設定し、公平で適正な使用料を設定するためである。

（企画政策課）これまでは利用者負担割合の設定がなく、対象経費の物件費、維持補修費等の項目で利用者負担分と市負担分が一律に分かれていた。利用者負担割合を導入することで、対象経費をフルコストとした上で施設ごとの特性に応じた割合を設定でき、公平性の担保になると考えて提案した。

（大塚委員）減免による税負担について市民への説明責任があると考え

るが、施設から得られる社会的価値・社会的インパクトは測定しているのか。

（企画政策課）社会的インパクトの測定は行っていない。測定が困難であるのが現状である。区分を分けることにより、民間代替性、収益可能性、必要性を分類しているというイメージである。

（大塚委員）市民として納得がいかない説明であり、検討が必要ではないか。

（白澤委員）社会的インパクトを得るための投資として、減免措置分は市が投資しているということと理解した。

（小国会長）利用者負担割合に政策意図が込められていないことが問題ではないか。大会議室は用途に関わらず75%が税負担という設計になっており、例えば調理室を子供食堂のために使う場合と料理教室に使う場合で利用者負担が同じであることが妥当なのか。各委員の意見を踏まえると、どういう意図で使用してほしいかという政策意思、政策意図がこの利用者負担割合に込められてないところが問題ではないか。また、施設単位で必需性を判断している点に委員の皆さんは違和感を抱いているのではないか。

（山田委員）施設利用時には利用目的の審査が行われるが、利用目的外のものでも使えるようにし、その場合は割増料金とすれば、コスト回収の理屈にはなるのではないか。現実的には難しいかもしれないが。

（企画政策課）利用者負担割合は施設自体の特性に応じた負担割合を設けることができるものであり、政策自体はそれぞれの所管課が持っているので、それに応じて方針、負担割合を設定することができる。高齢者・障害者・こども食堂の団体等に対する政策は、施設の料金とは別に、人や団体に対する政策として減免の方で対応するという考えであり、利用者負担割合と減免は別のもので考えている。

（白澤委員）料金改定して受益者負担に持っていきたいのか、利用者は利用に意義のある方が多いので減免対象になる可能性が高く、施設に対

する政策意図も込めて市の負担を増やしているのか、よくわからなくなった。

（兵庫委員）建物のカテゴリーで利用者負担割合を決めるのか、人に対して減免で対応するのか、やっている内容で金額を下げるのか、不明瞭になってきた。50%の区分が3つあるが、どの50%を適用しているか市民からはわからない可能性がある。また、利用目的の審査を実際の運用としてきちんとできるのか。

（企画政策課）50%がいくつかある点については、今後所管課が設定する段階でどの区分になるか明確にしていく。区分は担当課が第一次的に決め、その後、公共施設検討委員会で庁内統一的に決定する。さらに料金改定の場合は条例改正となるため、市民参加手続きも行う。

（白澤委員）市民の実感として、施設ごとの政策意義に基づいて利用しているわけではなく、飲食可否や料金、利用時間で施設を選んでいる実態がある。料金を下げたい、上げたいという主旨ではないが、利用者負担割合の設定がわかりづらいと感じており、審議の方向性として今後変えていけるとよいのではないか。

（小國会長）市の説明を聞いて理解したのは、市として整備した会議室は75%、調理室は50%をランニングコストも含めて市が負担するという大前提があり、そこから減免等で利用者負担はさらに減る方向にしかいかないということである。手法としては、例えば自治会にはバウチャーを配るなど、そういうことによって、幾らかまた料金を割り引く方法はあるが、そういった政策的意図は今後の話であって、スタートとしては25%や50%の設定が妥当かどうか論点となるが、この妥当性について市民も含めて意見を述べることは難しい。トータルでどれぐらいの負担を求めたいのかから逆算するしかないのではないか。また、稼働率100%を前提とした料金設定も問題であり、想定稼働率の設定から料金を考えるべきである。基本方針から外れるかもしれないが時間別料金の導入なども含めてトータルで考えることなのではないか。

（大塚委員）資料2に提示されている施設は流山市民及び在勤在住者の利用に限定されているのか。また、市民と市民以外で料金差はあるの

か。

（企画政策課）福祉会館以外は市外の方も利用対象となる。市外の方の料金は一定の金額を割り増しした金額としている。

（大塚委員）税金負担は市民への還元という面もあり、差額分は政策目的達成のための投資でもある。市外の利用者にはもう少し負担率を上げるという考えはあるか。

（企画政策課）今のところは考えていない。

（白澤委員）利用者負担割合について、0がベースで上げるという見え方ではなく、大前提として100%が利用者負担であり、そこから市がどれだけ負担を許容するかという視点で資料を作成した方がわかりやすい。また、諮問事項ではないかもしれないが、将来的な期待値として、受益者負担を軽減するために施設として稼ぐという視点や、運営コストの見直し、例えば夜間の人件費が1.5割増である点や、人材確保の困難さ等も並行して検討し、答申に盛り込めるとよいのではないか。

（総合政策部長）減免後に維持管理費に対する割合が20.8%から5.6%に大きく減少している要因として、指定管理者が講座等で施設を使用する場合の免除が大きい。指定管理者には自ら稼ぐ工夫をすることが課せられており、積極的に施設を使って講座を開設し収入を上げている。その結果、免除の割合は増えるが、指定管理者としての講座料等の収入が増え、施設の魅力向上につながっている。その結果どうしても、免除の割合が増えているという部分ではある。

（青木委員）指定管理者の主催講座だけでなく、市の主催使用も非常に多い。それぞれの課に費用を算出し、事業評価とリンクさせて効果を検証するという考え方もあるのではないか。また、指定管理者は人件費の上昇や人手確保の問題で非常に厳しい状態で運営しており、あまり締め付けるのは気の毒である。

（兵庫委員）資料3の人件費にはどこまで含まれているのか。指定管理者の人件費も含まれているのか。

（企画政策課）指定管理者も対象となる。文化会館の場合、政策スタッフは対象から外れる。

（山田委員）政策スタッフとは何か。

（企画政策課）運営に関わらない職員を指す。行政職員として運営以外の業務を行う者を対象外としている。

（小國会長）ここまでの議論を整理すると、減免については高齢者・高校生以下の経済的理由による減免や指定管理者の講座使用による免除にある程度妥当性がある。そうすると、利用者負担割合の設定が適切かどうか議論の焦点となり、これが税負担・市民負担をどうするかを決める最大の要素になる。利用者負担割合について、25%や50%の設定が妥当かどうか、委員の皆さんのご意見をいただきたい。

（白澤委員）利用者負担割合としてはわかりやすい値だけを利用して、利用者負担割合を下げる理由はこれだと明確にしたほうがいいのではないか。

（総合政策部長）近隣市を調査したところ、各市も9または4区分で、必需性、市場性というものを設定しているなかで、本市の現在の案では利用者負担割合を9区分に分けているが、なぜそのカテゴリーなのかという理由をつける、記入して市民の方に納得いただくといった点のご意見としては非常に重要なのかと考える。

（白澤委員）利用料の内容や理由が見える状態はあるべき姿である。職員だけでなく、税金を支払っている市民もともに考えるべきであり、情報を示して妥当性を図っていく方向性は間違っていない。減免措置や政策目的など利用者負担を下けている理由を明らかにし、施設の利用料金だけで考えるのではなく、各部署が持つ政策の価値に紐づけて公費負担を考えていく方向性が妥当ではないかと考える。

（首藤委員）利用者負担割合25%・50%の妥当性を再検討すべきではないか。施設利用者の属性に関する統計データはあるか。

（企画政策課） そうしたデータは持ち合わせていない。

（首藤委員） 利用者は市内・市外、個人・法人、公的利用・私的利用・営利利用等ある中で、利用者の属性を把握し、それぞれの利用率をデータとして持つことで、料金設定のシミュレーションがやりやすくなるのではないか。利用者の属性によって負担割合を変えるべきであり、それにより公平性が保たれるのではないか。市外で税負担をしていない人に対しては100%負担であるべきである。統計的な情報がなければ納得性のある負担割合の決定は難しい。

（青木委員） 首藤委員の意見はもっともである。ただし、利用者は住所・誕生日まで名簿に記載させられているものの、実態と書面の正確性の検証は困難である。市外の利用者は公民館や福祉会館ではあまり多くないと思われ、そこからの収益確保は難しい。営利企業であっても個人の任意団体として登録して利用すればわからないのが実態であり、正直に申告した人が不利になりかねない。利用目的の実態把握にコストをかける覚悟がなければ、利用者負担率にさらにもう一段階設けて、福祉・レクリエーション・その他といったざっくりとした分類で負担割合を設定する方が現実的ではないか。

（小國委員） 団体の属性による分類はなかなか難しいということか。

（青木委員） 実態把握にコストをかける覚悟があれば別だが、なかなか難しいというのがはたから見た印象である。バレーボールならレクリエーション、自治会の会議なら福祉といった程度の分類しかできないのではないか。

（白澤委員） 施設によって利用用途は変わらないというのが自身のイメージである。社会教育施設である公民館と福利厚生目的の福祉会館を例にとると、福祉会館は子供が遊ぶ場所ではないと言われていた記憶がある。しかし実態としては、シニアの方がレクリエーション目的で公民館を使い、子育て世代が和室の多い福祉会館を使うなど、もともとの利用用途と実態の使用用途にはずれが生じていると認識している。

（小國委員）白澤委員に確認だが、大会議室という単位で利用者負担割合を決めていることに妥当性があるという意見か、ないという意見か。

（白澤委員）大会議室 25%と調理室 50%の差について、現時点で妥当性を見出せていない。

（小國委員）同じ建物内であれば、大会議室でも調理実習室でも同じ利用者負担割合でよいという意見か。

（白澤委員）そのとおりである。用途や減免の理由に重きを置くべきであり、それによって補完されるべき事由であると考えている。

（兵庫委員）例えば大会議室の使用が1時間1,000円で25%負担なら利用者には250円と表示されるが、本来は1,000円かかっている。白澤委員の意見は、利用内容によって負担額に段階をつけてはどうかということだと理解している。また、市外の方に貸す場合も250円を基準に2倍としているが、原価1,000円の2倍でもよいのではないか。ただし、利用内容まで踏み込んで料金を決めることの実務的な負担をどう整理するかが課題である。部屋単位で決めるのか、利用内容まで踏み込むのがポイントである。

（山田委員）資料3の大会議室の例では25%となっているが、目的を審査しながら決定されるということによいか。合理性はさらに別の会議で検討されるから担保されるということだが、やる場合は、実態実例を出して分類するといったステップを当然踏むということでは理解しているがどうか。

（企画政策課）シミュレーションについて、どこまで細分化して資料が作成できるかあるか検討が必要である。

答申の後、改めて関係課に意見を伺い、庁内の合意形成を経て、改めてパブリックコメントを経て最終的には決定する。

その上で、施設の所管課が改めて施設の意義、目的を整理し、或いは利用者の実態とかも把握し、実際の料金を調整していく。

その際も改めてパブリックコメント、市民参加を経て決定していくという流れになる。そのあたりシミュレーションは想定しているところであ

る。

（小國委員）基本方針にはどこまで書き込むイメージか。パーセンテージまで書くのか、分類の考え方までか。

（企画政策課）基本方針にはパーセンテージが記載され、担当課がその中から施設に適したものを選ぶ形となる。

（小國委員）施設担当課の裁量としては激変緩和などといったところになるのか。

（企画政策課）そのとおりである。激変緩和措置としては、最終的な使用料基準額に対し2倍までといった上限規定を設ける。

（白澤委員）答申には、利用者負担割合の設定にあたっての視点など合議が取れた内容を盛り込めるか。また、審議会としての提案・期待を付帯意見として入れる余地はあるか。

（企画政策課）1点目は問題ない。2点目については、付帯意見としていただければ、各課との調整の中で検討したい。

（山田委員）資料3で大会議室が25%となっているのは、建物から見た性格だけで使用目的は加味してない。
使用目的の観点が抜け落ちているのではないか。

（企画政策課）
利用者の目的ではなく、部屋の用途で分類している。目的と用途は似て非なるものであると考えている。

（山田委員）つまり部屋で決めてしまい、利用目的は関係ないということか。その部屋にはそういう利用しか来ないという前提に立っているという理解でよいか。

（青木委員）団体登録時に活動目的を申告し、システムで予約・抽選し

利用が決まるため、どの目的に使用しているかを都度判定し、使用可否を判定することは不可能である。

（総合政策部長）各施設は設置管理の条例で使用目的や利用制限が定められている。公共施設の使用料に関する基本方針は、そこまで踏み込むものではなく、あくまで利用料金の指針・方針として各施設が考えて定めるための分類等を示すものである。ある程度機械的に分けができるよう指針として示す内容となっている。

（白澤委員）施設は様々な用途に使える方が市民満足度は高い。使用用途によって金額が変わることも想定するという前提で委員は議論していると認識している。施設の属性ではなく、利用者の属性や使用目的を係数として盛り込み、金額にグラデーションをつけることは可能か。

（企画政策課）細かい利用用途まで追いかけることはかなり難しく、現時点では考えていない。現行では営利目的の利用に対して2倍・1.5倍といった係数をかけているが、それ以上の利用用途による区分は入れない方向で考えている。

（小國委員）本日の議論のまとめとして、審議会としては、利用用途に応じた料金体系を何らかの形で加味できないかというのが総論に近いものではないかと理解している。答申への盛り込み方については、市との調整も踏まえ、次回の審議会で相談したい。